

信濃小中学校PTA慶弔内規

- 1 職員が結婚する場合は、祝儀5,000円を呈し祝意を表す。
- 2 職員の転退職に際しては、在職年数1カ年の場合は1,000円、1年増すごとに1,000円の割合で記念品を贈る。ただし、最高5,000円とする。
- 3 会員に不幸があった場合、次のとおり弔意を表す。
 - (1) 児童生徒の両親いずれか死亡の場合（両親のない場合は事実上の保護者）は香料5,000円を呈し、会長若しくは関係学級会長が本会を代表して弔問する。
 - (2) 児童生徒の死去の場合は上に準ずる。
 - (3) 職員が死亡した場合は10,000円を呈し、花環を贈り会長が弔問する。
 - (4) 職員の両親・配偶者・子女等の死去の場合は香料5,000円を呈し会長が弔問する。
- 4 職員が長期（病欠1週間以上）にわたる疾病の場合は、見舞金3,000円を呈する。
- 5 職員及び児童生徒の不時の災害に際し、見舞・慰問を必要と認めるときは、会長が善処する。
- 6 その他必要の生じた場合は、評議員会の協議により善処する。
- 7 PTAより香料・見舞・祝儀・記念品等を呈する場合は、いっさいPTA名義でこれを贈る。
- 8 会員はPTAから香料・見舞・祝儀・記念品を受けた場合、返礼はいっさいしない。

本内規は、平成24年4月1日より実施する。